



三重県公報

平成28年12月16日(金)

第 2862 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
775	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	2
776	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(ものづくり推進課)	2
777	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(同)	2
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	2
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	3
	特定非営利活動法人の認定を行った旨	(同)	3
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	4
	同伴	(同)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	4

告 示

三重県告示第 775 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

平成 28 年 12 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定年月日
平成 28 年 12 月 16 日
- 2 控除対象寄附金の名称
公益社団法人中部小型船安全協会に対する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る申請者
名 称 公益社団法人中部小型船安全協会
主たる事務所の所在地 愛知県名古屋港区港町 1 番 11 号
- 4 控除対象寄附金の指定の有効期間
平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 776 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 28 年 12 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
キクカワエンタープライズ株式会社	伊勢市朝熊町 3477 番地 36	平成 28 年 12 月 7 日	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 777 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 26 年三重県告示第 227 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 28 年 12 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 の表に次のように加える。

3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（ファンデーション含む。）（作業時間 1 時間まで）	270	2,960
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（追加作業時間 1 時間当たり）		1,920
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）用サポート材洗浄機	270	320

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO 課に備え置いて、平成 29 年 1 月 30 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 28 年 11 月 19 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 忍 n i n の森
 - (2) 代表者の氏名
仙波 由美子
 - (3) 主たる事務所の所在地
伊賀市柘植町 5377 番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、社会的弱者に対して、保護と支援に関する事業を行い、共生社会を築き、伊賀の観光や発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 28 年 12 月 6 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 桔梗
 - (2) 代表者の氏名
中村 智之
 - (3) 主たる事務所の所在地
名張市蔵持町原出 1300 番地 2 桔梗が丘センタービル 3 階 301 号室
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく各種事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等を行い、高齢者・障害者の支援を通じて地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 44 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の認定を行いましたので、同法第 49 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認定年月日
平成 28 年 12 月 8 日
- 2 認定に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
NPO 法人 チャイルドライン M I E ネットワーク
 - (2) 代表者の氏名
田部 知代子
 - (3) 主たる事務所の所在地
津市大里窪田町 2709 番地の 1
 - (4) その他の事務所の所在地
—
 - (5) 認定の有効期間
平成 28 年 12 月 8 日から平成 33 年 12 月 7 日まで

(6) 定款に記載された目的

この法人は、18才までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して、子どもがエンパワメントし、主体が確立されることを目指します。また、子どもの声を社会発信することにより、子どもとおとながパートナーとなって、子どもの権利が保障される社会づくりを目的とします。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、桑名市多度力尾土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成28年12月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
桑名市多度力尾土地区画整理組合
桑名市多度町力尾2681番地1
- 2 事業施行期間
平成21年12月15日から平成30年3月31日まで
- 3 施行地区
桑名市多度町力尾字阿越、字石塚、字沢地、字堀切及び字南谷の各一部、猪飼字沢地の一部並びに北猪飼字沢地の一部
- 4 設立認可の年月日
平成21年12月15日
- 5 変更の内容
事業施行期間について、「平成21年12月15日から平成29年3月31日まで」を「平成21年12月15日から平成30年3月31日まで」に変更
- 6 変更認可の年月日
平成28年12月16日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、鈴鹿市白江土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成28年12月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
鈴鹿市白江土地区画整理組合
鈴鹿市南江島町19番地26号
- 2 事業施行期間
平成14年4月2日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区
鈴鹿市白子町字深田及び字箱塚の各一部、江島町字細合池の全部並びに字鬼黒、字亀池及び字高塚の各一部並びに東旭が丘四丁目及び六丁目の各一部
- 4 設立認可の年月日
平成14年4月2日
- 5 変更認可の年月日
平成28年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成28年12月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 12月7日	松阪市嬉野天花寺町字清水谷647-93ほか102筆ほか	松阪市宮町238-2 株式会社ユタカ開発 代表取締役 藤田 幸生

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
